

執筆者:

E-mail✉ [齋藤 公紀](mailto:ayashiro@eml.nishimura.com)E-mail✉ [吉井 一希](mailto:yoshiyuki@eml.nishimura.com)

監修:

E-mail✉ [石田 康平](mailto:ishida@eml.nishimura.com)E-mail✉ [五十嵐 チカ](mailto:ichiro@eml.nishimura.com)

1. はじめに

当事務所では、2013年にアフリカ・プラクティス・チームを立ち上げ、アフリカ各国のビジネス法についてまとめた冊子『アフリカビジネス法ガイド』を刊行しております(2014年6月初版、2019年8月Ⅱ版発行)。

本稿では、多くの方にアフリカの法制度の概要を知っていただくため、『アフリカビジネス法ガイドⅡ』の要点を再編集する形でコンパクトにまとめるとともに、いくつか情報を補充しております。ご希望の場合には『アフリカビジネス法ガイドⅡ』を謹呈いたしますので、アフリカ・プラクティス・チーム共通 E-mail: africa@eml.nishimura.com までご連絡ください。

前回の[ケニア](#)に続いて、第5回の今回は、ガーナにおけるビジネス法を取り上げます。

2. ガーナ及びその法制度の概要

ガーナ共和国(以下「ガーナ」といいます。)は、1957年に英国から独立した国であり、日本の3分の2程度の国土と、人口約3,080万人を有しています¹。ガーナは、1992年に複数政党制の民主主義に移行して以来、西アフリカで政治的に最も安定した国の一つとして知られています²。

ガーナ経済は農業・鉱業による一次産品に依存しており、主要輸出品も金、石油、カカオ豆等であることから、国際市況の影響を受けやすいと考えられています³。2010年12月に開始された石油の商業生産によって一定の経済成長を実現しましたが⁴、足元の経済環境は厳しく、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーや食料価格の高騰でインフレ率が年50%超に達する中、政府の財政状況も悪化し、2022年12月には政府が事実上のデフォルトを宣言するに至っています⁵。

一方で、世界銀行が発表するビジネスのしやすさを示すEase of Doing Business ランキング(2020年版)において、ガーナはサブサハラアフリカで48か国中13位、西アフリカではトーゴ、コートジボワールに続いて3位であり⁶、比較的ビジネスのしやすい国として位置付けられています。

ガーナの法制度は、憲法を最上位規範とするコモンローの法体制となっています⁷。同国の法源は、憲法において、憲法、制定法、憲法に基づき付与される権限により制定される命令、規則、規制、憲法制定前から存在する法律(明文と不文の双方を含

¹ https://www.jetro.go.jp/world/africa/gh/basic_01.html

² <https://www.bbc.com/news/world-africa-13433790>

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ghana/data.html>

⁴ 同上

⁵ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB200YK0Q2A221C200000/>

⁶ <https://archive.doingbusiness.org/en/rankings>

⁷ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/doing-business-in-2022/ghana>

む。)、コモンロー(コモンローの規則、衡平法及び慣習法(ガーナの特定の共同体に適用される慣習による法規則))であると定められています。

以下では、ビジネス上特に関心が高いと思われる、ガーナにおける事業形態並びに外資規制、労働、紛争解決及びパブリック・プライベート・パートナーシップに関する法制度について、それぞれの概要をご紹介します。



ガーナ大統領府であるジュビリーハウス(Jubilee House)。



ジェームズ・フォート(James Fort)は、イギリス人によって建てられた金、奴隷等の貿易のための交易所である。2008年までは刑務所として運用されていた。

3. ガーナにおけるビジネス法概要

(1) 事業形態並びに外資規制及び投資保護

ア 事業形態

ガーナにおいて外国投資家に一般的に利用される事業体の形態は、以下のとおりです。

(a) 非公開有限責任会社(private companies limited by shares)

非公開有限責任会社(private companies limited by shares)は、株式譲渡が制限され、株式及び社債の公募が禁じられ、株主及び社債権者の人数が 50 人に制限される会社形態です。外国資本が投入される外資企業の場合には、一定の最低資本要件(下記(1)イ)が設けられています。

会社業務の管理及び運営のため、最低 2 人の取締役が任命されている必要があり、そのうち少なくとも 1 人はガーナの居住者である必要があります。さらに、秘書役及び監査役も選任される必要があります。

(b) 外部会社(external company)

外国企業は、特定の規制対象セクターの事業を行う場合を除き、支店等を通じてガーナで事業を行うことが可能ですが、その場合、外部会社として登記される必要があります。さらに、外部会社は、ガーナにおける事業の運営のため、ガーナの居住者を現地マネージャーとして任命する必要があります。

イ 外資規制及び外国投資家保護

2013年ガーナ投資促進センター法(Ghana Investment Promotion Centre Act 2013)に基づき、外資企業は、その設立後運営の開始までに、ガーナ投資促進センター(Ghana Investment Promotion Centre)に対して申請書等を提出し、手数料を支払って、登録されなければなりません。

また、外資企業には、2013年ガーナ投資促進センター法に基づき、一定の最低資本要件が定められています。具体的には以下の通りです。

- ① 外国投資家によって完全に所有される企業の場合、外国投資家は、現金若しくは資本財又はその双方によって、50万米ドル以上出資する必要があります。
- ② 外国投資家及びガーナ国民が共同出資し、ガーナ国民が株式の10%以上を保有する企業の場合には、外国投資家は、現金若しくは資本財又はその双方によって、20万米ドル以上を出資する必要があります。
- ③ ①及び②にかかわらず、貿易に従事する企業の場合には、100万米ドルの最低資本要件が定められ、さらに、技能を有するガーナ人を20人以上を雇用する必要があります。

ただし、これらの最低資本要件は、ガーナ証券取引所に上場する企業に投資するポートフォリオ投資や、ガーナからの輸出入及び製造業のみに従事することを目的として設立される企業には適用されません。

2013年ガーナ投資促進センター法は、同時に、以下を含む、外国投資家の保護に関連する規定も有しています。

- ・ ガーナ投資促進センターに登録した外資企業は、2006年外国為替法(Foreign Exchange Act 2006)及びその規則に従い、企業への投資から生ずる純利益又は配当金の送金を含む一定の種類の支払について、認定ディーラー銀行(ガーナ銀行に対して、外国為替取引を報告しなければならない銀行をいいます。)を通じた自由兌換通貨による無条件の送金が保証されています。
- ・ 外国投資家と政府との間に事業に関する紛争が生じた場合で、相互協議による友好的な解決が6か月以内に達成されない場合は、仲裁に付託することができるものとされています。

(2) 労働法及び外国人の労働許可

ア 労働法

雇用関係を規律する法令としては、主要なものとして、2003年労働法(Labour Act 2003)及び2007年労働規則(Labour Regulations 2007)があります。

2003年労働法に基づき、期間が6か月以上の雇用契約は書面によって締結される必要があります。また、雇用者と労働者の権利義務は契約書の中で明確に規定されなければなりません。雇用契約は、一定の場合には解除することができますが、両当事者の合意による場合、労働者が医学的に職務に適さないと認定された場合、労働者が不正行為により職務を遂行できなくなった場合、余剰人員による人員整理の必要性(redundancy)が存在する場合等の事由があることが必要となります。

なお、余剰人員による人員整理に関しては、以下の規制が存在します。

- ・ 雇用者が、事業体の生産や組織に重大な変更を加えることを計画し、その結果、労働者が解雇される可能性がある場合、雇用者は、当該変更の3か月前までに、解雇の理由、影響を受けるとされる労働者の数及び種類、解雇が実施される期間等の全ての関連情報を、首席労働官(Chief Labour Officer)及び労働組合に文書で通知しなければならず、また、労働組合との間で、解雇を回避又は最小化するための措置等について協議しなければなりません。
- ・ 事業の閉鎖、組織再編(arrangement)又は合併の結果、労働者と雇用者との間の法的関係が解消し、かつ、労働者が無職となる又は労働者の雇用条件が悪化する場合、当該労働者は解雇手当(redundancy pay)の支払を受ける権利を有します。支払を受ける金額や条件は雇用者と労働者又は労働組合との間の交渉によりますが、かかる交渉がまとまらない場合には、最終的に、労働委員会の判断に委ねられます。

イ 外国人の労働許可

海外からガーナに派遣される海外駐在員は、労働許可を得る必要があります。海外駐在員は、その雇用契約を、ガーナ歳入庁の内国歳入局に登録する必要があります。

(3) 紛争解決手段

紛争解決手続としては、まず訴訟が挙げられます。ガーナにおける裁判所は、上位裁判所及び下位裁判所により構成されており、上位裁判所は、最高裁判所(Supreme Court)、控訴裁判所(Court of Appeal)、高等裁判所(High Court)、地域審判所(Regional Tribunals)で構成されています。また、下位裁判所を構成するものとして、巡回裁判所(Circuit Courts)と地方裁判所(District Courts)が存在します。

さらに、裁判外紛争解決手続(ADR)として、仲裁手続が存在します。ガーナにおける仲裁手続は、2010年裁判外紛争解決手続法(Alternative Dispute Resolution Act 2010)で規律されており、同法は、UNCITRAL 国際商事仲裁に関するモデル法(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration)をモデルとしています。仲裁合意に基づき出された仲裁判断は、高等裁判所の許可によって、裁判所の判決又は命令と同様に執行可能となります。2010年裁判外紛争解決手続法は、調停手続についての定めも置いています。

(4) パブリック・プライベート・パートナーシップ

パブリック・プライベート・パートナーシップ(以下「PPP」といいます。)*に関して、2020年12月、2020年パブリック・プライベート・パートナーシップ法(Public Private Partnership Act 2020。以下「PPP法」といいます。)が施行されました。PPP法は、インフラ及びサービスの提供のための契約官庁と民間事業者間の契約を規制するものであり、PPPを通じたインフラ及びサービスの提供のため、民間のリソースの活用を促進することも目的としています。

PPP法は、PPPプロジェクトを、①プロジェクト準備段階、②調達段階、③契約及び契約締結後段階の3段階に分け、各段階において履践すべき手続を具体的に定めています。具体的には、①プロジェクト準備段階では、PPP案件に係る実現可能性等を契約官庁が検討すること、②調達段階では、民間事業者の資格要件の設定・評価・決定に係る手続、入札プロセス及び政府機関による承認、③契約及び契約締結後段階では、契約官庁と民間事業者間の契約の締結、契約管理、当該契約の準拠法、プロジェクトの対象資産の所有権等に関する定めが置かれています。また、PPP法は、入札プロセスについての不服申立手続を規定しているほか、契約官庁と民間事業者間の契約において、両者間で生じる紛争を解決するための紛争解決メカニズムを合意により決定することを可能としています(合意がない場合、2010年裁判外紛争解決手続法によって解決されることとされています。)

PPP法によって、ガーナにおけるPPPに対する投資家の信頼が高まり、PPPの活用が促進されることが期待されています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁸ [世界銀行のウェブサイトにおける解説](#)によれば、PPPとは、一般的に、民間企業と政府機関が、公共資産やサービスを提供するために締結する長期契約であって、民間企業が大きなリスクと経営責任を負うものをいいます。